

# 地域産業保健センター利用申込書

(厚生労働省補助金事業として、**全て無料**で実施しております)

事業場	事業場名			
	所在地	〒		
	労働者数	男： 人、女 人、計 人		
	事業内容			
	代表者	職名： 氏名：		
	担当者	職名： 氏名： 電話： FAX：		
企業の情報	企業名 ( ) 企業の全労働者数 ( 人 ) 産業医数 ( 人 ) うち総括産業医 ( 有 ・ 無 )			
相談内容 (希望するものに○)	1 健康診断結果に基づく医師からの意見聴取 (対象者 名) 2 脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導 (対象者 名) 3 労働者の健康管理(メンタルヘルスを含む)に係る相談 (対象者 名) 4 長時間労働者に対する医師による面接指導 (対象者 名) 5 高ストレス者に対する医師による面接指導 (対象者 名) 6 職場巡視による産業保健指導 7 その他 ( )			
※下記事項をご一読いただき、いずれかにチェックをしてください。				
		チェック欄		
1 全項目に漏れなく記入しています。	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>		
2 事業場は50人未満です。	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>		
3 当社に総括産業医 <sup>(注)</sup> はいません。	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>		
4 健康相談・面接指導は治療目的ではないことを理解しております。	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>		
5 本事業の実施に必要な個人情報の提供について同意します。	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>		
6 上記に相違ありません	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>		
(注)「総括産業医」とは名称の如何を問わず企業内の事業場の産業保健活動について総括的に指導を行う産業医のことを指します				

## お申込みは最寄りの「地域産業保健センター」へ

宇都宮地域産業保健センター	TEL 028-622-1880	FAX 028-622-1880
足利地域産業保健センター	TEL 0284-22-4065	FAX 0284-22-4080
栃木地域産業保健センター	TEL 0282-23-5626	FAX 0282-23-8791
佐野地域産業保健センター	TEL 0283-20-8727	FAX 0283-22-7406
上都賀地域産業保健センター	TEL 0289-62-4234	FAX 0289-63-4945
大田原地域産業保健センター	TEL 0287-23-5414	FAX 0287-23-8675
塩谷・南那須地域産業保健センター	TEL 028-682-2626	FAX 028-682-5760
真岡地域産業保健センター	TEL 0285-82-3185	FAX 0285-82-3145

小規模事業場の事業者・労働者の皆さまへ

**地域産業保健センターをご活用ください**  
**産業保健サービスを **無料** で受けられます**

地域産業保健センターでは、**労働者数50人未満の小規模事業場の事業者や小規模事業場で働く人を対象**として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを無料で提供しています。

事業者には、労働安全衛生法に基づいた健康診断などの実施義務がありますが、小規模事業場の事業者が独自に医師を確保し、労働者に対する保健指導、健康相談などの産業保健サービスを十分に提供することが困難な状況にあります。こういった小規模事業場の事業者とそこで働く人々が、充実した産業保健サービスを受けられるよう、栃木県内8箇所地域産業保健センターが設けられています。





## 事業者の方へ

\*以下のサービスを**全て無料**で受けられます。

### ① 健康診断結果に基づく医師からの意見聴取

健康診断の結果、なんらかの異常の所見があった労働者に関して、その健康を保持するために必要な措置について医師から意見を聴く（就業区分の判定等受ける）ことができます。

### ② 脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導

労働安全衛生法に定められている健康診断の結果、「血中脂質検査」「血圧の検査」「血糖検査」「尿中の糖の検査」「心電図検査」の項目に異常の所見があった労働者に対し、医師または保健師が日常生活面での指導や健康管理に関する情報の提供などを行います。

### ③ メンタルヘルス不調の労働者に対する相談・指導

メンタルヘルス不調を感じている労働者に対し、医師または保健師による相談・指導を行います。

### ④ 長時間労働者・高ストレス者に対する面接指導

時間外労働が月80時間を超える等の長時間労働者やストレスチェックで高ストレス者とされた労働者に対し、疲労やストレスの蓄積状況の確認など医師による面接指導を行います。

### ⑤ 個別訪問による産業保健指導の実施

訪問を希望する事業場に医師または保健師が訪問し、作業環境管理、作業管理、メンタルヘルス対策等の状況を踏まえ、労働衛生管理の総合的な助言・指導を行います。

## 働く方へ

\*以下のサービスを**全て無料**で受けられます。

### A 脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導

職場で実施した健康診断の結果、「血中脂質検査」「血圧の検査」「血糖検査」「尿中の糖の検査」「心電図検査」の項目に異常の所見があったときは、医師または保健師による日常生活面の指導などを受けることができます。

### B 高ストレス者やメンタル不調に関する面接指導・相談

ストレスチェックで高ストレスとされた方は医師による面接指導を受けることができます。また、こころの健康に不安を感じている方は、医師・保健師・産業カウンセラーに相談することができます。

### C 長時間労働による疲労や健康不安に関する面接指導

時間外労働が長時間に及び、疲労が蓄積したときは、医師の面接指導を受けることができます。

## 地域産業保健センターのご利用にあたって

- 各サービスのご利用にあたっては、地域産業保健センターへの**事前の申し込み**が必要です。裏面の「申込書」をご利用ください。
- 地域産業保健センターでは、治療や診断目的でのサービスは行っておりません。
- 各サービスについて、同じ事業場または同じ労働者からの申し込みによる利用は、それぞれ2回までとなっており、3回以上利用することはできません。